科目名	職業倫理(J3)【ゼミナール】								
分類コード	法規 401	学年	J3	時期	前期	必修	○	単位	3
講義形態	ライブ講義								

受講の前提及び事前準備

法規 301「職業倫理【その１】(職業倫理に関する諸規程の理解)」を受講しておくこと。

以下の関連する法令、基準等を通読しておくことが望ましい。

・倫理規則のうち、

倫理規則の手引　１項　倫理規則の目的

パート１　倫理規則、基本原則及び概念的枠組みの遵守

パート４　セクション 600　監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供　等

・罰則の根拠となる監査基準（監基報 240 及び監基報 330）等

講義内容（指導目的）

（講義編）

1．日本公認会計士協会の自主規制と金融庁による行政処分との関係を理解する。

2．日本公認会計士協会の自主規制の取組みについて理解する。

自主規制の取組みの中でも「職業規範の整備」について、近年の倫理規則改正の概要を理解する。また、いわゆる個別事案審査制度（監査規律審査制度、綱紀審査制度）について理解する。

（ゼミナール編）

１．日本公認会計士協会の定める倫理規則、特にパート 4 セクション 600 監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供の内容と独立性の阻害要因及びセーフガードの関連性を理解する。

２．綱紀関連事例集（2025 年版）をベースに日本公認会計士協会の自主規制について理解する。

３．「職業倫理(J3)」のゼミナールを通じて、チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等を学ぶ。

キーワード

倫理規則、非保証業務、独立性、PIE、会計事務所等又はネットワーク・ファーム、自己レビュー、阻害要因、監査役等とのコミュニケーション、罰則、日本公認会計士協会の自主規制、金融庁による行政処分

到達目標

１．倫理規則について説明することができる。

２．非保証業務の提供における独立性に関する規則の強化について説明することができる。

３．監査の過程で生じる情報又は事項に関連して提供される可能性のある助言及び提言の例について説明することができる。

４．日本公認会計士協会の自主規制と金融庁による行政処分との関係を説明することができる。

参考文献

・倫理規則　2026 年 7 月 22 日

・倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）2026 年 4 月 17 日